

半導体漫遊記

湯之上隆

(165)

東芝メモリの売却を巡って、東芝と米ウエスタンデジタル(WD)が4件の裁判を提起しており、WDがカリフォルニア州の上級裁判所に「東芝メモリの売却は契約違反」と訴えた2回目の審理が7月28日に行われた。売却差し止めの仮処分が出るのか否かに注目が集まっていたが、米裁判所の判決は、東芝に対し「売却完了の二週間前までにWDに通知するよう命令する」という中途半端な内容だった。米裁判所は売却差し止めに関する判断を避け、1

記事を寄稿された。その記事の中で小島氏は、「(WDが)東芝メモリの分社化が同意権の侵害である、第三者への売却も同意権の侵害である、というなら、3月29日時点で第一次入札になぜW

ることは信義・誠実の原則に反する。米法上はエストッペルという」と記載している。筆者も、一次入札に参加したWDがその後になって、「分社化も売却も契約違反」と騒ぎ始めたことは、WD

で「パリの国際商業会議所での仲裁、米国連邦地裁での保全処分申請、東京地裁での裁判も東芝に理ありと私は見る」と結んでいる。東芝の皆さんには、何とも心強いメッセージであろう。

業が一次入札は3兆円で、二次入札は2・4兆円で、どちらも最高価格で応札した。従って、本来なら、東芝メモリは鴻海精密工業が落札するべきものであろう。

ところが東芝の取締役知った鴻海精密工業の役会はこの2回にわたる入札結果を無視して6月21日に、一度も入札に参加していない産業革新機構を中心とする「日米韓連合」に優先交渉権を与える決定を行った。この決定を

郭台銘会長は6月22日、「ハイテクの大ベテンド」と激怒したという。これに対して知人の弁護士は、「東芝メモリ売却の入札が適切に行われなかった」と指摘する。その上で、これは「民法上の不正行為」に当たるため、例えば2回にわたって最高価格で応札した鴻海精密工業などが、東芝を訴えることができると言っている。

WDも東芝も、ともに過ち

半導体子会社 売却を巡り 信義則違反と鴻海入札無視

ところで、筆者の知人に、小島国際法律事務所所長を務めている弁護士の小島秀樹氏がいる。小島氏は、8月1日に発売された『実業界9月号』に、「東芝メモリ売却とウエスタンデジタルとの紛争について」という

Dは入札したのか。この自己矛盾だと筆者も感じていた。それとほぼ同等の意見を法律の専門家が明確に指摘していることが、筆者の胸にすんと落ちる。芝は、東芝メモリ売却の一次入札を3月29日に行い、二次入札を5

一方、名前は出せないが、もう一人の知り合いの弁護士は、東芝も過ちを犯していることに言及している。東芝は、東芝メモリ売却の一次入札を3月29日に行い、二次入札を5

信義・誠実の原則に反する行動もあって、小島弁護士は、記事の最後

「東芝メモリ売却とウエスタンデジタルとの紛争について」という



図1 怒り狂ったホンハイの郭台銘会長

出所:フォーカス台湾、6月22日、http://japan.cna.com.tw/news/aecco/201706220009.aspx

結局、WDも東芝も、両社ともに過ちを犯している。喧嘩両成敗ということで、両社が提訴している4件の裁判を取り下げ、和解することを望んでいる。(微細加工研究所・所長)